

安全上又は防火上重要である建築物の部分等を定める件

平成十二年五月三十一日

建設省告示第千四百四十四号

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百四十四条の三第四号から第六号までの規定に基づき、安全上又は防火上重要である建築物の部分等を次のように定める。

第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第百四十四条の三第四号の安全上又は防火上重要である建築物の内装又は外装の部分は、次に掲げるものとする。

一 令百十二条第七項若しくは第九項第一号、令百二十三条第一項第二号若しくは第三項第三号又は令百二十九条の十三の三第三項第五号の規定により、当該部分の仕上げを不燃材料でした壁及び天井(天井のない場合にあつては屋根。以下同じ。)の室内に面する部分

二 令百十二条第四項、第六項若しくは第九項本文、令百二十条第二項又は令百二十九条第一項から第六項までの規定により、当該部分の仕上げを準不燃材料でした壁及び天井の室内に面する部分

三 令百十五条の二第一項第七号又は令百二十九条第一項若しくは第四項の規定により、当該部分の仕上げを難燃材料でした壁及び天井の室内に面する部分

第二 令百四十四条の三第五号の主要構造部以外の防火上重要な部分は、次に掲げるものとする。

一 令百十二条第十項ただし書、令百十五条の二の二第一項第四号ハ若しくは第五号又は令百二十九条の二の三第一項第一号ハの規定により設けられるひさし、そで壁その他これらに類するもの

二 令百二十条又は令百二十一条の規定により設けられる屋外階段

三 令百十五条の二の二第一項第二号若しくは第四号、令百二十一条第一項第二号若しくは第五号若しくは第三項、令百二十三条第三項、令百二十六条の七第五号又は令百二十九条の十三の三第三項のバルコニーその他これに類するもの

第三 令百四十四条の三第六号の安全上、防火上又は衛生上支障がない建築設備又はその部分は、消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二十一条の二第一項に規定する検定対象機械器具等及び同法第二十一条の十六の二に規定する自主表示対象機械器具等、ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十二項に規定するガス工作物及び同法第三十九条の二第一項に規定するガス用品、電気用品取締法(昭和三十六年法律第二百三十四号)第

二条第一項に規定する電気用品、液化石油ガスの保安の確保、取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)第二条第七項に規定する液化石油ガス器具等並びに主索でかごをつるエレベーターの主索以外の建築設備又はその部分とする。

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。